

内水面巡回指導員設置要領

第1 目的

内水面巡回指導員の設置及び業務の効果的实施に必要な事項を定める。

第2 巡回指導員の業務

遊漁者をはじめとする河川湖沼を利用する県民に対し、遊漁に関する法規やマナーに関する知識、水産動植物の保護や環境保全などについて、啓発を行う。

第3 巡回指導員の配置

巡回指導員は、漁協の組合員の中から選任し、内水面漁連会長が委嘱し配置する。

第4 巡回指導員の活動内容

(1) 指導期間及び回数

6月から8月での間、土日・夏休みを中心に延べ10回（3時間程度）

(2) 活動内容

各組合管轄区域内を巡回し、口頭や資料配布等により指導、啓発を行う。

第5 経費

巡回指導業務に対し、内水面漁連は各漁協を通じて巡回指導員に、予算の範囲内で謝金を支払う。

なお、謝金の支払は、別に定める巡回指導活動表による報告に基づき、業務終了後一括して支払う。

第6 巡回指導員の委嘱

各組合から選任された巡回指導員について、内水面漁連会長名で委嘱するとともに、巡回指導員には指導員証を交付する。

第7 留意事項

(1) 巡回指導員は、漁場、漁業の知識に精通した、経験豊富な者を選任する。

(2) 巡回指導員は、巡回指導業務中、遊漁券の販売はできない。

(3) 巡回指導員は、組合の漁場監視員等と連携をとり、効率的に業務を行う。

(4) 巡回指導員は、巡回指導活動の状況を記録し、漁協は、その内容を確認のうえ、内水面漁連に報告する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、巡回指導に関して必要な事項は、会長が別に定める。